

第1節 児童虐待に対する取組の強化

1 めざす姿

- ・虐待で子どもが傷ついたり、命を落としたりすることがない社会をめざします。
- ・子育てに対する不安軽減を図るため、身近な場所で相談援助が受けられる体制を整えます。
- ・児童虐待を早期に発見し、迅速かつ確な対応が可能となるよう、児童相談所等の体制強化や関係機関の連携により、多面的・継続的な見守りの仕組みづくりを行います。
- ・虐待を受けた子どもと、その家族との適切な関係の築き直しを行います。

2 具体的な取組

(1) 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応

- ① 児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」の周知に取り組みます。また、「いつでも子育てほっとライン(電話)0120-462-110」にて24時間365日の相談に対応します。
- ② 医療機関(産科・小児科)や乳幼児健診との連携により、支援が必要な妊産婦へ緊急的な住まいの提供や保健指導を受ける機会を提供するとともに、乳児のいる家庭への全戸訪問や、育児不安の強い親や児童虐待が懸念される家庭を対象に養育支援を行うなどの取組を促進し、虐待の未然防止を図ります。
- ③ 児童虐待の未然防止と早期発見に資するとともに、関係機関と連携し適切な時期に適切な支援につなげられるよう市町村職員や保健師、教職員、保育士等に対する研修を実施するなど、人材の育成に努めます。
- ④ こどもとその家庭や妊産婦等を対象に、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働により、児童虐待の発生防止等のため、その必要な支援に係る業務全般を行う「こども家庭センター」の設置を促進します。
- ⑤ 要保護児童の早期発見や見守りが必要なこどもに適切な支援が行われるよう、市町村ごとに設置される「要保護児童対策地域協議会」の構成員の拡充を進め、病院、学校、認定こども園、幼稚園、保育所、配偶者暴力相談支援センターなど関係機関等との連携を図ります。
- ⑥ 児童虐待の発生に際しては、こどもの安全確保を最優先とし、平常時から警察との連携を密にするなどにより早期対応に努めます。
- ⑦ 11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」等での啓発に努めます。

(2) 児童相談体制の強化

- ① 増加を続ける児童虐待相談に確実に対応するため、児童相談所の職員配置など体制を強化します。
- ② 重篤な虐待事例等対応が難しい事案にも適切に対処できるよう、また、様々な相談に専門的な支援ができるよう、児童福祉司に対し専門研修を実施するとともに、児童相談所に弁護士を配置することにより法的対応力の強化を図ります。
- ③ 心理的・精神的問題を抱えるこどもや、保護者に対するケア・指導を充実させるとともに家族再統合に向けた取組を充実させるため、児童相談所に勤務する精神科医師の配置体制を強化するほか、児童心理司等の育成や医療等専門機関との連携強化に努めます。

- ④ 中央児童相談所一時保護所における生活支援や教育面及び医療・心理面での支援や生活環境について充実させるため、児童指導員や保育士に専門研修を実施するなどにより職員の資質向上を図るほか、居室の個室化等の環境改善を行います。
- ⑤ 児童相談の一義的な窓口である市町村を支援するため専門研修の開催や児童相談所への実習受入を行うなどにより市町村児童福祉担当職員のスキルアップを図ります。
- ⑥ 「児童家庭支援センター」における、地域におけるこどもや家庭に関する相談対応、児童相談所及び市町村をはじめとする関係機関と連携した支援等が適切に行われるよう、機能強化を図ります。

(3)児童虐待の重大事例に関する検証等

児童虐待による死亡事件等重大事例が発生した場合には、事実関係を医療や法律、児童福祉等の専門家からなる社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会に報告し、課題や問題点を検証するとともに、再発防止策を講じます。

3 数値目標

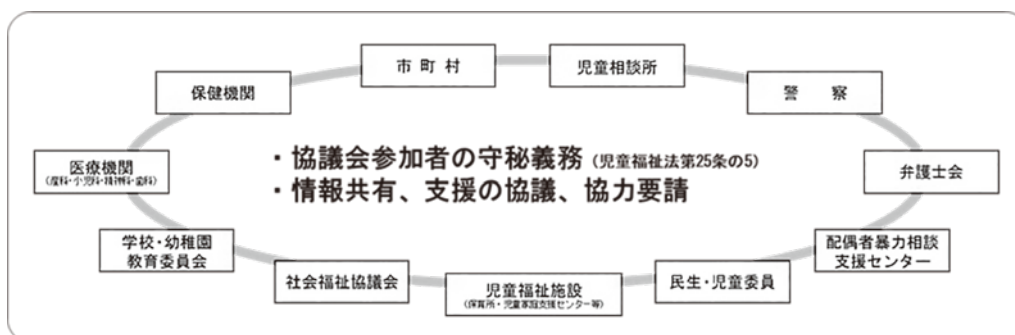
指 標 名	単 位	基準値	(年 度)	目標値 (R11年度)
こども家庭センター設置市町村数	市町村	-	R4年度	18
市町村等児童福祉司任用資格取得研修受講者数(累計)	人	213	R5年度	275

トピック

「要保護児童対策地域協議会」について

児童虐待の早期発見・早期対応のためには、こどもや子育てに関わるあらゆる機関が緊密に連携することが不可欠です。「要保護児童対策地域協議会」は市町村、児童相談所、医療機関、学校など、虐待を発見しやすい立場にある機関がネットワークを組んで、こどもたちを守るための活動を行っています。県内では全市町村にこの「要保護児童対策地域協議会」が設置されていて、各機関の代表者による「代表者会議」、実務者による「実務者会議」、具体的なケースへの支援について話し合う「個別ケース検討会議」の開催等により、連携を図っています。

特に本県では、平成23年11月に県内で発生した児童虐待死事件を受け、「実務者会議」を毎月開催するようにして、ケースの情報共有と進行管理を徹底することで、虐待により幼い命が奪われることのないよう、関係機関の皆さんと一致団結して、きめ細かな対応に努めています。



トピック

「いつでも子育てほっとライン」について

こども子育て - よろず - ひやくとーばん
(電話)0120-462-110

子育ての喜びは何ものにも代えがたいものですが、一方で、悩みや不安もつきものです。仕事が忙しくて相談する時間が持てない、身近に相談できる相手がいないなどの理由で、一人で悩みを抱え込んでしまう方も少なくありません。

そこで、県では、こどもや子育てに関するあらゆる電話相談を24時間365日お受けする「いつでも子育てほっとライン」を開設しています。また、SNSによる相談も受け付けています（SNS相談は24時間受付ですが、オペレーターによる返信は平日9:00～16:00に限ります）。

どんな些細なことでも構いません。子育てに悩んだときは、ひとりで悩まず、まずは相談してください。

子育て中のすべての皆さんを応援します。



ひとりで悩まず、なんでもご相談ください!!

いつでも子育てほっとライン

0120-462-110

24時間 365日対応



トピック

おかしいと感じたら迷わず連絡を!

「あの子、大丈夫かな」、「しつけにしては厳しすぎるような」と思っても、なかなかよその家庭に口出しできないと思われるかもしれません。

しかし、虐待を受けているこどもだけではなく、親自身も子育てに悩み、一人で悩みを抱え込んでしまっている場合も少なくありません。

周囲が早い段階で気づき、支援の手を差し伸べることが、児童虐待防止の第一歩となるのです。

まずは、下記にご連絡ください。

(連絡先)

○各市町村児童福祉担当課

○大分県中央児童相談所(電話)097-544-2016 ※以下の5市以外の市町村

○大分県中央児童相談所城崎分室(電話)097-579-6650 ※大分市

○大分県中津児童相談所(電話)0979-22-2025 ※中津市、日田市、宇佐市、豊後高田市

○児童相談所全国共通3桁ダイヤル 189



あの子、大丈夫かな...
しつけにしては厳しすぎるような...
他人の家のことだしな...
あれって虐待かな...
どうしたらいいかわからないし...

こどもを虐待から守るのに、理由はいらない。

情報提供や相談を!! / いちはやく
まずは連絡 189

匿名可能 通話無料 秘密厳守

※児童相談所 虐待対応ダイヤル「189」が住まいの地域の児童相談所につながります。

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

こども家庭庁では、11月の「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報・啓発活動に集中的に取り組んでいます。

本県においても、オレンジリボンたすきリレー（主催：県社会的養育連絡協議会、県社会福祉協議会ほか）を行い、県民に児童虐待防止を呼びかけ、県庁、大分市役所、別府市役所を訪問し、こどもたちの明るい未来を願うメッセージを伝達しています。



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

1 めざす姿

- ・様々な事情で親や家族と一緒に暮らせないこどもに、安全で安心して暮らすことのできる環境を提供します。
- ・こどもが自立した社会人として、社会に巣立つことを支援します。

2 具体的な取組

(1)より家庭に近い環境での養育の推進

- ① 地域の中で養育者の家庭にこどもを迎え入れて養育を行う、里親やファミリーホームでの養育を推進します。
- ② 里親が地域の理解と協力のもとにこどもの養育を行えるよう、里親制度の普及・啓発に努めます。
- ③ 親元を離れて生活するこどもが、生まれ育った地域で安心して暮らせるよう、各小学校区での複数の里親登録の推進に取り組みます。
- ④ 里親家庭等でこどもが安心して生活できるよう、里親やファミリーホームに対する研修を実施するとともに、児童養護施設等に配置した里親支援専門相談員を活用するなど里親等への支援の充実を図ります。
- ⑤ 里親支援センターの設置に向けた民間団体の育成に努めます。

(2)児童養護施設等におけるケア形態の小規模化、地域分散化、高機能化

- ① できる限り良好な家庭的環境において養育できるよう、施設の小規模化かつ地域分散化を促進します。
- ② 特に専門的な対応を必要とするこどもに、きめ細かなケアを行う環境を整えるため、本体施設の生活単位を小規模化します。
- ③ 早期の家庭復帰や里親養育等に向けた支援等、さらに専門性の高い施設養育を行うため、専門性のある職員を配置します。
- ④ 地域における家庭養育を支援するため、ショートステイなど、一時的にこどもを受入れる体制を整備します。
- ⑤ こどもを養育する里親への支援として、レスパイトケアや里親支援専門相談員による訪問活動など、里親養育の支援を強化します。
- ⑥ 児童自立支援施設(二豊学園)や児童心理治療施設(愛育学園はばたき)による、特に専門的な対応を必要とするこどもへの支援を強化します。

(3)こどもの自立支援の強化

- ① 社会的養護自立支援拠点事業者(児童アフターケアセンターおおいた)による生活や就労等の相談支援及び相互交流の場の提供等により、児童養護施設退所者等の自立を促進します。
- ② 各児童養護施設に「職業指導員」を配置し、入所児童等に対する就労及び自立支援の充実を図ります。
- ③ 「児童自立生活援助事業(Ⅰ型)」の充実及び関係機関との連携体制の構築を支援します。

(4)施設や里親家庭で暮らすこどもの権利擁護と虐待の防止

- ① こどもの権利擁護の視点から、施設職員や里親等へ養育力向上のための研修を実施するとともに、アドボケイトによる面談、児童福祉審議会への意見表明制度等、こどもが自らの意見を表明し、自己決定できる環境づくりを進めます。そのために、アドボケイトの募集及び養成に努めます。
- ② 施設入所児童などへの虐待が疑われる場合には、「大分県被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づき、事実関係を調査した上で、医療や法律、児童福祉等の専門家からなる社会福祉審議会児童相談部会に報告し、課題や問題点を検証するとともに、再発防止策を講じます。
- ③ 児童相談所による親子関係支援プログラムの実施など、様々な事情で家庭から離れて暮らさざるを得ないこどもが安心して家庭に戻るための取組を推進します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	(年 度)	目標値 (R11年度)
家庭に代わる養育を必要とするこどものうち 里親・ファミリーホームで養育するこどもの割合	%	39.1	R5年度	44～55
里親登録数	組	218	R5年度	280
児童養護施設の本体施設敷地内で行う 小規模グループケア率	%	94.7	R5年度	100
地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア数	か所	10	R5年度	16
児童家庭支援センター数	か所	5	R5年度	6
児童養護施設等の一時保護専用施設数	か所	3	R5年度	5
児童養護施設における基幹的職員研修課程の修了者数(累計)	人	143	R5年度	183

トピック

「大分県社会的養育推進計画2025改定版」を推進します

親の病気や経済的困窮、親からの不適切な養育などの理由で親元を離れざるを得ないこどもたちが、児童養護施設などで生活しています。児童養護施設等の多機能化や里親・ファミリーホームへの委託の推進等の取組を通じて、「家庭養育優先原則」(※)を徹底するなどし、こどもの最善の利益を実現するため、「大分県社会的養育推進計画(令和2年度から令和11年度までの10カ年計画)」を策定し、令和7年3月に社会情勢等にあわせて改定を行いました。

(※)平成28年の改正児童福祉法により、国や都道府県、市町村の責務として明記。

- ①まずは、こどもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援すること。
- ②家庭における養育が適当でない場合、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう必要な措置を講ずること。
- ③②の措置が適当でない場合、こどもが「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう必要な措置を講ずること。

第3節 貧困やヤングケアラーなど困難を抱えるこどもたちへの支援

1 めざす姿

- ・こどもの現在及び将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されることなく、全てのこどもが心身ともに健やかに育成されるよう、こどもたちへの教育・生活の支援や、こどもの居場所としての「こども食堂」等、必要な環境の整備を進めます。
- ・全てのこどもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざします。

2 具体的な取組

(1) 教育の支援

① 学校をプラットフォームとした総合的なこどもの貧困対策の展開

学校をこどもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力の育成やスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置促進、高等学校等における就学継続のための支援を行います。

また、学校で把握した支援が必要なこどもの状況について、学校ごとに福祉関係機関との情報連携を行い、こどもの貧困対策の推進を図ります。

② 幼児教育の質の向上及び保育所等でのこどもの貧困の早期発見

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の交流活動や教職員間における教育内容の相互理解を促進するとともに、保育者や教職員に対して研修機会の充実を図ります。また、保育所等での保育コーディネーターと連携したこどもの貧困の早期発見に努めます。

③ 就学支援の充実

ア 経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して行う市町村の就学援助が適切に実施されるよう働きかけます。

イ 「高校生等奨学給付金制度」などによる経済的負担の軽減や低所得者世帯を対象とした生活福祉資金の周知と円滑な実施を図ります。

④ 大学等進学に対する教育機会の提供

経済的理由により修学困難な者に対する様々な給付型・貸与型奨学金について、必要な情報が届くよう制度の周知に努めるとともに、円滑な実施を図ります。

⑤ こどもの学習支援

こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることがないように、希望する進学や就職の道に進めるよう関係機関と連携し、学習習慣の定着に向けた支援を行います。

(2) 生活の安定に資するための支援

① 保護者の生活支援

生活困窮者自立支援法等に基づき保護者の支援に取り組むとともに、経済的な状況から社会的な孤立に陥らないよう、相談支援の充実を図ります。

② こどもの生活支援

ア 義務教育終了後、児童養護施設等を退所した児童に対して、日常生活上の援助や生活指導、就業支援を行います。

イ 地域の実情に応じて、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。

ウ 保護者の生活支援と一体的に居場所の確保を図ります。

エ こどもの生活実態調査を行い、その結果を踏まえヤングケアラー等への適切な支援に取り組む市町村等を支援します。

③ こどもの就労支援

ア 児童養護施設等の退所児童や親の支援のないこども等への就労支援を行います。

イ 「ジョブカフェおおいた」において、高校生や高校中退者、若年求職者等の就職相談や就活の支援を行います。

④ その他の生活支援

子育て世帯等の経済的負担を軽減するため、公営住宅への優先入居を進めます。

(3)保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

生活困窮者やひとり親家庭の親への就労相談や職業訓練などを実施し、生活の安定が図られるよう努めます。

(4)経済的支援

放課後児童クラブ利用における保護者負担金の減免や高校生等奨学給付金の給付等による経済的支援を行います。

(5)ヤングケアラー支援

① 顕在化しづらい困難を抱えるこどもたちの早期発見・早期支援につなげるための社会的認知度のさらなる向上を図ります。

② 市町村や学校と連携したヤングケアラーの現況の把握に努めます。

③ いち早く気づける周囲の大人を増やすための学校や民間団体等との連携を強化します。

(6)こどもの居場所づくりの支援

① 市町村と連携し、「こども食堂」の開設に必要な経費や学習支援機能強化に伴う経費について助成します。

② 開設希望者への相談対応や研修会を開催します。

③ 困りのある家庭のこどもや保護者の早期発見に繋げるため、関係者による「こども食堂ネットワーク」を形成します。

④ 市町村の「児童育成支援拠点事業」実施を促進します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	（年 度）	目標値 (R11年度)
生活保護世帯に属するこどもの中学校卒業後の進路決定率	%	90.2	R5年度	99.2
生活保護世帯に属するこどもの高等学校卒業後の進路決定率	%	82.8	R5年度	97.9
児童養護施設のこどもの中学校卒業後の進路決定率	%	97.0	R5年度	100
児童養護施設のこどもの高等学校卒業後の進路決定率	%	100	R5年度	100

困難を抱えるこどもの対策

こどもの貧困率は11.5%(※)と、約9人に一人が貧困状態にあることから、こどもの貧困対策は国や地方公共団体が喫緊に取り組むべき社会的課題となっています。

また、経済的な問題だけでなく、様々な要因により発達の諸段階において様々な機会が奪われ、人生全体に深刻な不利をもたらすことも大きな問題として考えられています。

こどもの現在及び将来が、その生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないように、全てのこどもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する計画法律」等に基づき、施策を実施します。

※令和4年度 国民生活基礎調査

おおいたこども食堂ネットワークについて

こどもたちに食事の提供や、学習支援、体験活動の提供などに取り組むこどもたちの居場所である「こども食堂」は、県内に137か所(R6年6月末時点)あります。

県では、大分県社会福祉協議会にネットワーク事務局を設置して、こども食堂運営者向けの研修会や助成等の情報提供を行っています。また「フードバンクおおいた」とも連携して、食材の提供を行い、こども食堂が安定して運営できるように支援を行っています。

おおいたこども食堂ネットワーク

電話 097-558-0305

ホームページ <https://lets-go-kodomosyokudo.oitakensyakyo.jp/>

ヤングケアラーについて

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことで、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

令和3年度の実態調査では、支援を必要とするヤングケアラーが県内に1,000人程度いるとの推計結果を受け、市町村や県・市町村教育委員会とともに、ヤングケアラー支援のための周知啓発や市町村における支援体制の構築に取り組んできました。

コロナ禍後の現状を把握するため、令和6年度に3年ぶりとなる2回目の実態調査を実施したところ、ヤングケアラーの状態にあるこどもが少なくとも約2,100人いると推計されます。その一方で、ヤングケアラーの認知度も約29%から約66%と大きく向上し、隠れていたヤングケアラーの顕在化につながったと、前向きに捉えています。ヤングケアラー状態のこどものうち相談経験のないこどもが約半数いることから、市町村とともに、周りの大人がこどもの困りごとに気付き、支援につなげる体制づくりに努めていきます。



第4節 ひとり親家庭への支援

1 めざす姿

- ・ひとり親家庭のこどもの心身にわたる健やかな育成をめざします。
- ・母子家庭の母及び父子家庭の父のそれぞれの状況に応じた取組を実施することにより、ひとり親家庭の親とこどもが健康で文化的な生活が実現する社会づくりをめざします。
- ・「ひとり親家庭のハンドブック」を作成配布するなど、各施策の周知に努めます。

2 具体的な取組

(1)教育の支援

① 母子父子寡婦福祉資金(就学支度資金、就学資金)

ひとり親家庭のこどもの就学支援のため、母子父子寡婦福祉資金(就学支度資金、就学資金)の貸付を行います。

② こどもの学習支援、就職支援の推進

③ こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されないよう、希望する進学や就職の道に進めるよう関係機関と連携し、学習習慣の定着に向けた支援を行います。

(2)生活の安定に資するための支援

① 相談事業の充実

ア 母子・父子自立支援員をひとり親家庭からのワンストップ相談窓口と位置づけ、子育てや生活、就業等に関する様々な相談に適切に対応します。

イ 大分県母子・父子福祉センターと母子・父子自立支援員の相互連携のもと、ひとり親の抱える様々な悩みや課題に的確に対応できるよう、相談従事者に対する研修を実施し、資質の向上を図ります。

② ひとり親家庭への支援施策の広報・周知の強化

ひとり親家庭への相談・就業・経済的支援などの施策について、様々なウェブサイトやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等を活用した広報・周知を強化します。

③ 関係団体や地域との連携

ひとり親家庭が地域において気軽に相談や交流ができるよう、母子・父子福祉団体の活動を支援します。

④ 生活支援サービスの充実

ア ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、公営住宅への優先入居を進めます。

イ 母子生活支援施設入居者の自立を促進するため、施設と関係機関との連携を強化するなど機能の充実を図ります。

⑤ 養育費や面会交流の広報・啓発活動の充実

養育費や面会交流の必要性について、重点的な広報を行い、周知をします。

⑥ 養育費確保に向けた支援

養育費の取得手続き等について、母子・父子自立支援員がサポートを行うとともに、大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて弁護士による無料法律相談を実施します。

⑦ 面会交流の実施に向けた支援

こどもと非同居親との面会交流について、無料相談会を通じ、具体的な方法などのアドバイスを行うとともに、親子の同意に基づく面会交流を支援します。

(3)保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

① 保育・子育て支援サービス等の充実

- ア 就業促進やこどもの健全育成に資するため、ひとり親家庭における保育所や放課後児童クラブの優先的利用を促進します。
- イ 就業活動や病気、冠婚葬祭等一時的に日常生活や子育てへの支援が必要となった場合、市町村が行うファミリー・サポート・センター事業等の利用を促進します。

② 就職あっせん等の充実

- ア 大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就職相談や職業のあっせん等一貫した就業支援サービスを、公共職業安定所(ハローワーク)やひとり親家庭支援プラザ(大分市)、大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)との連携により提供します。また、地域においては、母子・父子自立支援員がハローワークと連携し、就業相談等の支援を行います。
- イ ひとり親家庭の就労に理解の深い企業を開拓することで、就職と就労を支援します。

③ 職業能力開発への支援

- ア ひとり親家庭の親の職業能力開発を支援するため、指定教育訓練講座等修了者に対し受講費用の一部を訓練給付金として支給します。
- イ ひとり親家庭の親で、看護師や介護福祉士、保育士等の資格取得が見込まれる者等に、訓練期間中の生活支援として、高等職業訓練促進給付金を支給します。

④ 支援機関の専門性の向上と連携の強化

- 母子・父子自立支援員への研修を実施するとともに、ハローワーク等との連携を強化します。

(4)経済的支援

- ① 児童扶養手当の支給や、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等、経済的支援を行います。
- ② ひとり親家庭等が負担した医療費の一部について助成を行う市町村への支援を行います。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	(年 度)	目標値 (R11年度)
大分県母子・父子福祉センターへの相談件数	件	797	R5年度	610
大分県母子家庭等就業・自立支援センターでの自立支援プログラムの作成件数(2回以上面接)	件	33	R5年度	77
大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数	件	26	R5年度	72
母子家庭のうち年間就労収入が300万円未満の家庭の割合(※)	%	R7.3公表 予定	R5年度	22.3
母子家庭等自立支援給付金を利用して資格取得のために修学した人の就職率	%	84.2	R5年度	100

※一定所得以下のひとり親家庭に支給される児童扶養手当を受給している母子家庭に対して、就業支援施策等を実施することにより、年間就労収入が300万円未満の家庭の割合を引き下げることを目指すもの

「大分県母子・父子福祉センター」について

大分県母子・父子福祉センターでは、ひとり親家庭や寡婦の方の自立と生活安定を図るため、生活上の悩みや各種の相談に応ずるとともに、就業相談や職業あっせんなどの就業支援サービスの提供を行っています。

また、養育費や遺産相続などについては弁護士による予約制の無料法律相談も行っているほか、どなたでも利用できる研修室や会議室、和室の貸出しも行っています。

〈住所〉

〒870-0907 大分市大津町2丁目1番41号大分県総合社会福祉会館3階「大分県母子・父子福祉センター」

電 話 **097-552-3313**

ホームページ <http://oita-boshikafu.jp/>

大分県母子・父子福祉センター

ひとり親家庭の皆さんからの生活相談や就労相談に、専任の相談員が面接や電話・メールにより応じています。

また、弁護士の先生による無料の法律相談も実施しています。

「まだひとり親じゃないけど、制度を色々知っておきたい」「こどもの養育費について弁護士の先生に相談したい」「生活が安定しない」等、秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

父子家庭のお父さんの
相談も承っています

開館日時 平 日 8時30分～18時
月曜・日曜 8時30分～17時

休 館 日 土曜・祝日

所 在 地 大分市大津町2丁目1-41
大分県総合社会福祉会館3階

電 話 **097-552-3313**

メ ー ル info@oita-boshikafu.jp



母子・父子センターHP

無料法律相談

女性弁護士による無料法律相談を実施しています。
毎月1～2回、13時～17時（※事前予約が必要です）

離婚前相談

養育費

面会交流

雇用問題

D V

消費者問題

第5節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応

1 めざす姿

- ・いじめや不登校など、こどもに関する悩みを身近な場所で相談できます。
- ・親や教師以外の大人に自分の悩みを相談することができます。
- ・学校に行きたいのに不安で行けないこどもの心を癒し、自分がしたいことや生き方を見つける場を提供します。

2 具体的な取組

(1) いじめ・不登校対策の強化・充実

- ① 24時間子供SOSダイヤルやいじめ相談(メール)、LINE相談、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等によるいじめ等相談窓口を設置して、いつでもどこでも児童生徒や保護者から、いじめや悩みの相談ができるように相談体制の充実を図るとともに、複雑ないじめ事案等については生徒指導支援チームを派遣して早期の解決を図ります。
- ② SNSを利用したネットいじめやネット依存等が増加している傾向から、こどもへの情報モラルに関する教育を充実するなどの対策を講じます。
- ③ こどもの気持ちに寄り添った相談を行うため、全ての公立学校に公認心理師等のスクールカウンセラーや社会福祉士等のスクールソーシャルワーカーを配置し、その活用を図ります。また、児童生徒の抱える様々な課題に対処する校内委員会については、福祉関係者等が参加する体制をさらに促進します。
- ④ 学校ごとに「いじめ防止基本方針」を策定し、校内いじめ対策委員会を設置していじめの予防や早期対応に取り組むとともに、重大な事態が起きた場合は設置者に報告して早期の解決と再発防止に取り組めます。
- ⑤ 地域児童生徒支援コーディネーターを県内市町村に配置し、不登校の未然防止を推進するとともに、不登校児童生徒に対しては、教育支援センター、学校、家庭、フリースクール等の関係機関が連携し、学校復帰を含めた社会的自立に向けた多様な教育機会を確保していきます。
- ⑥ 児童生徒にとって魅力ある学校・学級づくりに向け、生徒指導の三機能「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」を意識した授業づくりや、「人間関係づくりプログラム」を実施することにより、不登校の未然防止に取り組めます。
- ⑦ 不登校児童生徒に対して、教育センターの訪問型支援や大学生サポーター等による校外での補充学習教室の実施など、学校以外の学びの場における教育機会を確保します。
- ⑧ 県や市町村が「いじめ対策連絡協議会」を設置して教育、人権、福祉、警察等の関係機関が連携をしていじめの防止に向けて取り組むとともに、重大事態の時には調査機関を設けて解決と再発防止に取り組めます。
- ⑨ 1人1台端末を活用し、こどもたちが抱える不安や困りの早期認知・早期対応を図ります。

(2) ひきこもり等の若者への支援

不登校やひきこもり、就労等の社会的自立に困難な悩みを抱える青少年やその家族等に対しおおいた青少年総合相談所(おおいたひきこもり地域支援センター、おおいた子ども・若者総合相談センター、児童アフターケアセンターおおいた、おおいた地域若者サポートステーション)が多様な分野、機関、専門職等と連携を図りながら、相談・支援を行っています。

また、社会資源WEBサイト「このゆびとまれ」を活用し、各市町村の支援情報などを広く周知するなど、身近な地域での支援を推進していきます。

(3)こどもの自殺対策の推進

いのち支える大分県自殺対策計画に基づき、自殺対策を総合的に推進していきます。特に、18歳以下の自殺は、学校等の長期休業明けに急増する傾向があることから、休業前から休業期間中、休業明けの時期にかけて、こどものSOSキャッチや見守り等の取組を推進します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	(年 度)	目標値 (R11年度)
学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合(小学校)	%	81.6	R5年度	93
学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合(中学校)	%	67.2	R5年度	85
いじめの解消率(小学校)	%	91.0	R5年度	96.3
いじめの解消率(中学校)	%	85.5	R5年度	94.6
いじめの解消率(高校)	%	81.5	R5年度	93.3
子ども・若者総合相談センター/ひきこもり地域支援センターから支援先につないだ割合	%	38.1	R5年度	45.3

トピック

「おおいた青少年総合相談所」について

おおいた青少年総合相談所では、以下の支援機関を1か所に集約し、就学や就労、生活等、さまざまな悩みや困難を抱えるこども・若者やそのご家族に対する 相談・支援を行っています。お気軽にお問い合わせください。

ONE STOP

おおいた青少年総合相談所

1F・2F

おおいた子ども・若者総合相談センター おおいたひきこもり地域支援センター

こども・若者の不登校・ニートなど諸問題の相談(対象~39歳)や、ひきこもりに関する相談(年齢制限なし)の窓口です。状況に応じて適切な支援ができる機関等の紹介や当事者およびその家族に対するサポートを行っています。

1F・2F

児童アフターケアセンター おおいた

児童養護施設や里親家庭を巣立った方々等に対し、日々の生活の困りごとや仕事について一緒に考え、1人ひとりの状況に応じてサポートしていきます。

3F

おおいた地域若者 サポートステーション

働く事に悩みを抱える15~49歳の方へ、個別相談を中心に就労に向けたプログラムや職場体験など一人ひとりに合った「働くためのサポート」を行っています。

【お問い合わせ】おおいた青少年総合相談所(大分市中央町1-2-3 KNTビル)

電 話 097-534-4650 ホームページ <http://oita-konet.net/>

「大分県子ども・若者支援地域協議会」について

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「大分県子ども・若者支援地域協議会」（平成25年3月設置）において、様々な分野の支援機関が連携して、総合的かつ着実に施策を推進します。

大分県子ども・若者支援ネットワーク

【目的】

子ども・若者支援地域協議会を中心に、子ども・若者育成支援に関わる団体同士が情報交換し、複合化した事例に対して、連携した支援が活発に行えるように結びつくことができる機会を提供する。

子ども・若者支援地域協議会

運営委員会(年3回)

・生活環境企画課 ・子ども・若者総合相談センター

拡大運営委員会(年2回予定)

・生活環境企画課	・子ども・若者総合相談センター
・学校安全・安心支援課	・おおいた地域若者サポートステーション
・福祉保健企画課	・一般社団法人若葉会
・こども・家庭支援課	・大分県社会福祉士会
・障害福祉課	・発達障がい者支援センターECOAL

構成機関(44機関)《国・県・公共相談機関・民間団体》

協力機関《子ども若者支援に関わる団体(運営委員会の承認で登録)》

第1節 障がい児への支援

1 めざす姿

- ・障がいのあるこどもが、身近な地域で、成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援を受けられます。
- ・障がいのあるこどもの家族が、周囲の無理解に悩み、周囲から孤立することがないように、家族に寄り添った支援を充実します。

2 具体的な取組

(1)障がいのあるこどもの個々の状況に応じた発達支援

- ① 乳幼児期の疾病や障がいに早期に気づき、適切な治療や療育につなげるため、市町村における乳幼児健診の充実を図ります。
- ② 在宅の障がい児への支援に当たっては、実施主体である市町村と連携し、児童福祉法による障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）と、障害者総合支援法による支援（居宅介護、短期入所、日中一時支援等）を組み合わせ、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。
- ③ 保育所や放課後児童クラブにおいて障がい児とその家族が必要な支援を受けられるよう、職員の専門性を高める研修を実施します。また、保育所等において、園内での問題解決や必要に応じて専門機関と連携するための保育コーディネーターを養成し、障がい児の受入れを市町村と連携して支援します。
- ④ 発達が気になるこどもや家庭環境が気になるこどもなどを含め、すべてのこどもがライフステージを通じて適切な支援を切れ目なく受けられるようにするため、特に小学校就学前後における関係者間の情報連携・支援体制の構築を図る「大分県就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン」の活用を推進します。また、幼児教育保育施設が作成する「5歳児指導の記録」を活用し、関係機関との連携を図ることもできます。
- ⑤ 就学時における情報の確実な引継ぎが行われるよう、各関係機関が障がい児の支援に関する情報を共有し、それまでの経過を踏まえた一貫した支援を行うための相談支援ファイルの周知、配布及び活用を関係機関と連携して推進します。
- ⑥ 施設に入所している障がい児に対し、18歳以降も継続した支援が受けられるよう市町村との連携を図るとともに、障がいの重度化・重複化への対応や自立支援の機能強化等の支援目標を明確化し、個別支援計画を踏まえたきめ細かな支援を行います。
- ⑦ 障がい児の在宅支援の実施主体である市町村と、地域の中核的な相談・療育施設である児童発達支援センターが連携して、センターを中心とする障がい児に関わる保健、医療、福祉、教育、就労支援各関係機関等のネットワークづくりを進めるよう支援します。

(2)よりきめ細かな対応が必要な障がいのあるこどもへの支援

- ① 早期発見から早期の相談支援につながるよう、1歳6か月児健診・3歳児健診等におけるアセスメントツールの導入推進により、発達障がいに関するスクリーニング精度の向上を図ります。
- ② 発達障がいの診断や治療等が可能な医療機関が少なく、特定の医療機関に診療が集中していることから、専門研修等を行うことにより、発達障がいに対応可能な医療機関の増加を図ります。また、医療機関を含む関係機関の連携強化、及び新たな情報共有の仕組みづくりを進めることにより、発達障がい児に対する診察待ち期間の短縮を図ります。

- ③ 発達障がい児の支援にあたっては、大分県発達障がい者支援センター「ECOAL(イコール)」において専門人材を養成し、地域の保育所等に派遣するなど、発達障がい児支援の質の向上とネットワーク強化を図ります。
- ④ 医療的ケア児やその家族が、状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他関連分野と連携する支援センターを運営するとともに、専門人材の育成やサービスの充実を図ります。
- ⑤ 強度行動障がいのあるこどもは、自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、飛び出しなど危険につながる行為をする、といった本人の健康を損ねる行動や、他人を叩いたり物を壊すなど、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動を頻繁に起こすため、特別に配慮された支援が必要です。こどもの特性を十分理解した上で適切な支援が行われるよう、施設の支援員等を対象とした専門研修を実施します。

(3)障がいのあるこどもの家庭への支援

- ① 家族の介護負担等の軽減とこどもの多様な体験や余暇活動の充実のため、市町村と連携して、放課後等デイサービスや短期入所、児童発達支援センター等の充実を図ります。
- ② 親の会など家族団体は、同じ障がいのあるこどもの親同士が気軽に本音を言い合うことができる情報交換の場として重要な役割を果たしていることから、家族団体主催行事等を広く情報提供するほか、家族同士の交流や研修会などの活動を支援します。
- ③ 障がいのあるこどもを育てている保護者の不安や悩みに寄り添うことができるペアレントメンターの派遣を行い、保護者の孤立感や負担感を軽減するための取組を行います。
- ④ こどもの発達が気になる保護者に対し、こどもの特性に対する客観的な理解の仕方や関わり方を学ぶことができる研修会(ペアレントプログラム)を実施します。
- ⑤ 家族が困ったときに、身近な場所で安心して相談できるよう、市町村自立支援協議会の充実を図るとともに、相談支援従事者の支援技術の向上及び児童発達支援センターにおける家族への相談支援の充実を図ります。
- ⑥ 発達障がいはその特性から周囲の理解が得られにくく、障がいのあるこどもを抱える家族は孤立しがちになるため、パンフレットの作成・配布や講演会等を通じて広く県民に向けた普及・啓発を行います。

(4)特別支援教育の推進

- ① 障がいのあるこども一人ひとりのニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した的確な支援を行うため、保護者や福祉・医療等の関係機関と連携して個別的教育支援計画の作成を促進します。
- ② 障がいのあるこどもの指導に携わる教員の専門性を向上させるため、特別支援学校教諭免許状の取得促進や、ICT機器の効果的な活用、外部専門家による校内研修を充実させ、指導や支援の充実を図ります。
- ③ 特別支援学校において、小・中学校等の教員の要請に応じた支援や、特別支援教育全般に関する相談・情報提供等、地域の特別支援教育のセンターとしての機能充実を図ります。
- ④ 特別支援学校及び幼稚園、小・中・高等学校等に学校内の支援や他機関との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを配置し、障がいのあるこどもに対する支援体制の整備・充実を図ります。
- ⑤ 発達障がい等の障がいのあるこどもへの支援・指導の方法等について助言等を行うため、幼稚園や保育所、認定こども園、小・中・高等学校等を対象に、特別支援学校教員による巡回指導を実施します。

- ⑥ 特別支援学校において、各圏域の企業、福祉・労働機関等の関係者との連携を強化し、産業現場等における実習の受入れや就労等に関する啓発、職場開拓等を促進し、進路指導・就労支援の充実を図ります。
- ⑦ 通常の学級に在籍する障がいのあるこどもに、障がいの状態に即した適切な指導や支援を行うために、専門性を備えた教員が担任する通級指導教室の充実に努めます。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	(年 度)	目標値 (R11年度)
知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率	%	23.9	R5年度	全国平均 +2%
「適切な学びの場として通級での指導を受ける人数(人)」	人	437	R5年度	570
「『個別的教育支援計画』の作成率(通常学級に在籍し、必要な児童生徒への作成率)(%)」(小学校)	%	79.8	R5年度	92.0
「『個別的教育支援計画』の作成率(通常学級に在籍し、必要な児童生徒への作成率)(%)」(中学校)	%	94.9	R5年度	98.4

トピック

障がいのある人への「合理的配慮」について

平成28年4月に「障害者差別解消法」と「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」が施行されました。

法や条例では、障がいのある人が、障がいのない人と同じように、教育や就業、その他の社会生活に平等に参加できるよう、「合理的配慮」を行うことが求められています。

「合理的配慮」とは、障がいのある人の障がいの特性や困りごとに応じ、過度な負担になりすぎない範囲で行う配慮のことで、例えば、視力の弱いこどもが読めるように、大きな文字を書いてあげるなどのことです。

さらに、令和6年4月の改正法の施行により、私立学校や学習塾等の民間事業者にも対象が拡大されました。

障がいのあるこどもへの「合理的配慮」の取組を一層進めていくことは、子育て支援にもつながるとともに、障がいのある人が社会参加のしやすい共生社会の実現が図られることとなります。

インクルーシブ教育システムの実現に向けて

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を最大限まで発達させることを可能とする目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み

平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准され、平成28年4月1日には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、令和6年4月1日には、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針」が施行されました。学校教育においては、障がいのあるこどもの自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためには、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育が推進され、障がいのあるこどものニーズに応じ、適切な合理的配慮の提供がなされるような体制の整備を引き続き進めていきます。

「児童発達支援センター」について

児童発達支援センターは、県内全ての障がい福祉圏域(6圏域)に設置されており、通所による障がい児の療育訓練のほか、地域における障がい児支援の拠点として、「地域で生活する障がい児や家族への支援」「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」などを行っています。

今後も、障がい児とその家族を地域で支えるため、センターを中核として、障がい児支援に関わる各関係機関の連携によるネットワークづくりを進めていきます。



センターでの療育(こじか園)

【児童発達支援センター】

(令和6年10月1日現在)

圏域	所在地	センター名	定員(人)
東部	別府市	児童発達支援センターひばり園	16
	別府市	児童発達支援センターひめやま	30
	日出町	みのり学園 児童発達支援センター「プリンちゃん」	20
中部	大分市	大分こども発達支援センター つばさ学園	30
	大分市	児童発達支援センターこじか園	16
	大分市	こども発達支援センターもも	16
	大分市	博愛こども発達支援センター あそびのお城	30
	大分市	こどもセンター かおるおか	24
	大分市	児童発達支援センター ココカラりんく	38
	大分市	こども発達・子育て支援センター わくわくかん	30
	大分市	こども発達支援センター 大分なごみ園	16
	臼杵市	児童発達支援センター めぐみ	13
南部	佐伯市	児童発達支援センターつぼみ	20
豊肥	豊後大野市	こども発達・子育て支援センターなかよしひろば	24
西部	日田市	児童発達支援センター び〜と	8
	玖珠町	こども発達支援センターあ〜く	16
北部	中津市	つくし園 医療型児童発達センター	30
	中津市	こども支援センター にじいろciel	30
	宇佐市	地域総合支援センター どんぐり	20

第2節

在住外国人の親とこどもへの支援

1 めざす姿

- ・地域に暮らす外国人の親とこどもが、言葉や文化、習慣の違いに困ることなく、安心して子育てできます。
- ・外国人のこどもが、学校や地域で仲間はずれにされたり、自分を嫌いになったりすることなく、生き生きと暮らすことができます。

2 具体的な取組

(1) 在住外国人・留学生への情報提供と支援

- ① 在住外国人の方々が安心して子育てできるよう、「大分県外国人総合相談センター」において、生活に関わる様々な事柄について相談対応を行うとともに、メールや情報誌により生活情報の提供を行います。また、多くの言語に対応した通訳・翻訳ボランティアの紹介・派遣等の取組を行います。
- ② 「大学コンソーシアムおおいた」において、留学生向けの各種相談対応やリユース物品のあっせんなどによる生活支援、人材情報バンク「アクティブネット」の運営やホームステイ交流、留学生を講師とする各種教室の開催などにより地域活動への参画支援を行います。また「おおいた留学生ビジネスセンター」において、留学生の就職と起業の支援を行います。

(2) 地域や学校における異文化理解の取組

- ① 地域や学校において、異文化理解を促進する学びや留学生等外国人との交流の機会を設けます。
- ② 異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々とともに生きていくための態度を育成します。

(3) 外国人児童生徒の自己実現の支援

- ① 外国人児童生徒が自らの在り方生き方に自信と誇りを持ち、自己実現を図ることができるように支援します。
- ② 外国人児童生徒に関わる指導を充実するため、学校での教育支援体制の充実と教職員研修を推進します。
- ③ PTA活動等様々な機会を捉えて、学校で外国人児童生徒と共に学ぶ意義と教育活動についての理解を図るとともに、NPO等との連携を図り、外国人の持つ文化や生活習慣等多様性を尊重する態度の育成に努めます。

「おおいた国際交流プラザ」について

「おおいた国際交流プラザ」では、県内に居住されている外国人の方々のお手伝いをしています。お気軽にご相談ください。

○大分県外国人総合相談センター(県受託事業)

【相談時間】毎週月～土曜日10:00～17:00

(第2、第4月曜日(祝日の場合は翌日)及び年末年始を除く)

専用回線097-529-7119

【相談言語】英語、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、タイ語など全22言語
また、以下の通り専門相談を行います。

・専門家(弁護士、行政書士)による相談……毎週土曜日 13:00～16:00

・中国語による相談……毎月第1、第3木曜日 10:00～13:00

・タガログ語による相談……毎月第1土曜日、第3火曜日 13:00～16:00

○メールによる情報発信

「国際交流プラザ無料配信メールOIPM」に登録いただくと、イベント情報はもとより、県内の生活情報やお得な情報、さらに、いざという時の災害情報などを携帯メールで受け取ることができます。

【対応言語:日本語、やさしい日本語、英語、中国語】

○通訳・翻訳ボランティアの登録及び紹介・派遣

13か国語の通訳・翻訳ボランティアを登録し、紹介・派遣を行っています。また、通訳・翻訳ボランティアの登録も随時受け付けています。

【対応言語:英語、韓国語、中国語、スペイン語、フランス語、ロシア語、ドイツ語、ポルトガル語、イタリア語、ベンガル語、インドネシア語、タガログ語、タイ語】

詳しくは「おおいた国際交流プラザ」までお問い合わせください。

【お問い合わせ】おおいた国際交流プラザ(大分市高砂町2-33)

電話 **097-533-4021** FAX **097-533-4052**

ホームページ <http://www.oitaplaza.jp/>

Eメール in@emo.or.jp

★なお、生活に関するお悩みやお困りごとについては、お住まいの市町村でもご相談いただけます。

「特定非営利法人 大学コンソーシアムおおいた」について

「大学コンソーシアムおおいた」は、数多くの留学生が学び、生活しているという大分県の地域特性を活かし、県民と留学生との交流を促進しながら、留学生に対する支援、地域社会との連携並びに国際性あふれる人材の育成等に資する事業を行い、世界に開かれた活力ある地域づくりに貢献することを目的としています。

詳しくは「大学コンソーシアムおおいた」までお問い合わせください。

【お問い合わせ】大学コンソーシアムおおいた
(大分市金池南1丁目5番1号 ホルトホール大分2階)

電話 097-578-7400

FAX 097-578-7401

ホームページ <http://www.ucon-oita.jp>

Eメール info@ucon-oita.jp



留学生との交流事業の様子

第3節 性的指向等に悩みを抱えるこどもへの支援

1 めざす姿

・すべてのこどもが自分の性的指向・ジェンダーアイデンティティを尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現をめざします。

2 具体的な取組

- ・性の多様性への理解促進のため、社会全体の啓発に取り組むとともに、学校においても、教育活動全体を通じて性の多様性についての理解を深める教育を推進します。
- ・LGBT等相談窓口や交流会により様々な悩みを抱えるこどもやその家族などからの相談に幅広く対応します。
- ・関係機関等と連携して、家庭や学校生活における様々な困りごとの解消に取り組みます。

トピック

性的少数者が安心して暮らせる社会に向けて ～LGBT等相談窓口～

令和5年6月に「LGBT理解増進法」が施行されました。県では誰もが自分のジェンダーアイデンティティを尊重され、自分らしく生きることができる社会の実現のため、「性の多様性」に関する県民の理解促進のための啓発に取り組んでいます。

その他にも、LGBT等相談窓口を設置し、性的指向やジェンダーアイデンティティについて悩みを持つ当事者や、保護者、関係者等からの相談を受け付けています。特に、若年層の声を広く拾うため、令和6年度よりSNS相談を加え、相談しやすい体制を整備しています。

L G B T 等相談窓口図案



第1節 結婚、妊娠・出産への支援

1 めざす姿

- ・こどもが、愛情あふれる温かい雰囲気の中で、生命の大切さや親になることによる喜びと責任について、実感を持って学び、考えることができます。
- ・結婚を希望する若い世代がパートナーと出会い、家庭を築くことができます。
- ・思春期の頃から自分の健康に興味を持ち、妊娠・出産の正しい知識を身につけ、自分の生活や健康に向き合いながら、自らライフデザインを描くことができます。
- ・不妊に悩む人たちが安心して相談できることで精神的な負担が軽減され、また、不妊治療にかかる経済的な負担についても軽減されます。
- ・両親や友人の結婚生活を肯定的に捉えています。

2 具体的な取組

(1)次代の親の育成

① 次代の親になるための意識の醸成

- ア ふれあいや対話を通して、家族のきずなを深めるため、「大分県青少年の健全な育成に関する条例」で定める「家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及・啓発を進めます。
- イ 若い世代が、将来、家庭を持つことや親になること等を意識する機会として、仕事、結婚、妊娠、出産、子育てといったライフデザインに関する学習の充実を図ります。
- ウ これからこどもを持つことを希望する夫婦が、子育てやキャリア、人生等のライフプランを共有し、その実現を後押しするための啓発講座等を行います。
- エ 若い世代の男女を問わず、性や健康に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。

② 若者の自立へ支援

- ア 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けることができるよう、授業料負担の軽減を図る高等学校等就学支援金の支給、低所得世帯への高校生等奨学給付金の給付、及び経済的理由により修学が困難な生徒に対する奨学金の貸与により、修学を支援します。
なお、高等学校等就学支援金の支給を受けてもなお授業料負担の残る私立高校生の世帯に対しては、授業料の減免により支援を行います。
- イ 工科短期大学校では学卒者等を対象に、高等技術専門校では学卒者、離転職者等を対象に、技術や技能を習得し、インターンシップ等を通して働くことの意義等を理解してもらうことにより、職場理解の促進と職場への定着を図ります。

(2)結婚支援の充実

- ① 個人の意思を尊重しつつ、結婚や家庭を持つことによる喜び等を啓発します。
- ② OITAえんむす部出会いサポートセンターを運営し、お見合いサービスを提供するとともに、結婚につながる丁寧なサポートを行います。また、企業・団体、市町村等と連携し、多様な出会いの場を提供します。

(3)妊娠・出産に係る相談支援サービス等の充実

- ① 市町村のこども家庭センターによる、妊娠期から子育て期・乳幼児期等への切れ目ない総合的相談支援や、身近な地域で子育て応援する「地域子育て拠点」の取組を推進します。
- ② これから妊娠適齢期を迎える若者等に、生殖機能や、妊娠、不妊症、不育症、男性不妊等に関する正しい知識の普及・啓発を図るため、出前講座や女性の健康アプリ等を利用した周知を行います。

(4)不妊に悩む人への支援

- ① 「おおいた不妊・不育相談センター」の周知と専任助産師、生殖医療専門医師、生殖心理カウンセラー（公認心理師）、胚培養士の配置により相談体制の充実を図り、相談内容に応じた丁寧な対応を行い、不妊症・不育症に悩む人たちの精神的負担の軽減に努めます。
また、流産や死産等の周産期にこどもを亡くした方への相談支援を行います。
- ② 不妊検査及び不妊治療費の一部助成などを行い、早期の医療機関への受診と治療を促し、経済的な負担を軽減します。
- ③ 不妊治療と仕事の両立を支援するため、経済界と連携し、不妊・不育に対する理解促進のための普及・啓発を行います。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	(年 度)	目標値 (R11年度)
出会いサポートセンター成婚数(累計)	組	197	R5年度	510
不妊治療費(先進医療)助成件数	件	241	R5年度	増加
妊活応援検診(不妊検査費)助成件数	件	280	R5年度	増加
プレコンセプションケアの啓発にかかる講座の受講者数	人	1,912	R5年度	2,000

トピック

結婚を本気で希望する若者を応援！ 「OITAえんむす部出会いサポートセンター」

OITAえんむす部出会いサポートセンターでは、結婚を希望する若者を対象とした、会員制のお見合いサービスを提供しています。

【お問い合わせ】

OITAえんむす部出会いサポートセンター
(大分市高砂町2番50号)

電 話 **097-578-7777**

ホームページ 「おおいたえんむすぶ」で検索

おおいたのご縁を応援！



OITAえんむす部
出会いサポートセンター

トピック

おおいた不妊・不育相談センター(hopeful)

不妊や不育のお悩みに、専任助産師による相談のほか、生殖医療専門医や生殖心理カウンセラー、胚培養士による専門相談を実施しています。

電話 080-1542-3268

電話相談 火曜日～金曜日／12:00～20:00
土曜日／12:00～18:00



トピック

正しい知識を持って、ライフデザインを考えよう!

若い世代の皆さんが自分の人生を自分で決めるためには、早い時期から、妊娠や出産、子育てに関する正しい知識を持ってライフデザインを考えることが大切です。

①プレコンセプションケア啓発動画

高校生を対象に「プレコンセプションケア」について学ぶ動画を作成しました。「プレコンセプションケア」とは、若い男女が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き合うことです。向き合うきっかけとして動画を御覧下さい。



- (1)プレコンセプションケアってなに?
- (2)女性の性について
- (3)男性の性について

- (4)妊娠・避妊について
- (5)生活習慣って大切なの?(食事編)
- (6)感染症予防について

第2節 若者の就労支援

1 めざす姿

- ・若者が働く意欲を持ち続けられるような雇用の場を開拓します。
- ・「働きたいけど、働けない」と悩む若者の気持ちに寄り添った支援を受けられます。
- ・早い段階からの職業体験活動等を通じ、働くことの大切さを学ぶとともに、夢や実感を持って将来の仕事を考えることができます。
- ・若者が安定した生活基盤を確保することで、結婚や出産など、将来の夢を描くことができます。

2 具体的な取組

- ① 様々な業種をバランスよく企業誘致することで、進出企業と地場企業の共生・発展を図り、雇用の場の創出に努めます。
- ② 「ジョブカフェおおいた」において、就職相談や企業情報の提供、就職支援セミナーの実施等個々の状況に応じたきめ細かな就業支援に取り組みます。
- ③ こども一人ひとりの勤労観・職業観を育てるために、地域や学校の実態、児童生徒の特性や進路希望等を考慮しながら、職場体験やインターンシップなどの社会体験活動を積極的に導入します。また、こどもたちが自分の将来や進路に対して理解を深めながら、集団や社会の中で自己を生かそうとする資質や能力を育むキャリア教育の推進を図ります。
- ④ 農林水産業への理解を深めるため、小・中・高校生を対象に知識の普及や体験の場の提供に努めます。また、農山漁村の後継者や新規参入者を支援するため、技術の普及や経営への参画に関する指導を行うとともに、各種資金の融資等を行います。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	(年 度)	目標値 (R11年度)
若年者(45歳未満)就職率	%	35.5	R5年度	40
新規高卒者の県内就職率	%	73.7	R5年度	77.9
(農業・林業・水産業)新規就業者数	人	467	R5年度	440

「ジョブカフェおおいた」について

ジョブカフェおおいたは、概ね49歳以下の若者の県内就職を支援するために、県が設置した機関です。大分市の本センターをはじめ、県下4市(別府市、中津市、日田市、佐伯市)に「サテライトオフィス」を設置しています。

(主な業務内容)

- 就職相談・企業情報・求人情報の提供
- 職業適正診断
- 企業見学会
- 就職支援セミナー
- 応募書類の添削、模擬面接



名 称	場 所	TEL	開所時間
ジョブカフェ おおいた 本センター	大分市中央町3-6-11 (ガレリア竹町内) ～R7.8月まで	(097)533-8878	月～土9:30～18:00 (祝日、年末年始除く)
別府サテライト	別府市中央町7-8 (別府商工会議所内)	(0977)27-5988	月～金8:30～17:15 (祝日、年末年始除く)
中津サテライト	中津市殿町1383-1 (中津商工会議所内)	(0979)22-1207	月～金8:30～17:30 (祝日、年末年始除く)
日田サテライト	日田市三本松2-2-16 (日田商工会議所内)	(0973)23-6898	月～金8:30～17:30 (祝日、年末年始除く)
佐伯サテライト	佐伯市向島1-10-1 (佐伯商工会議所内)	(0972)23-8730	月～金8:30～17:30 (祝日、年末年始除く)

「森の先生」による森林・林業体験活動

次世代を担うこどもたちに、森林や自然に対する理解を深めてもらうため、「森の先生」による森林体験活動の促進に取り組んでいます。

「森の先生」は、森に関する専門知識や森林・林業体験活動等の経験を有する専門家で、243名(R6.4月現在)が登録されており、県内各地の保育所や幼稚園、小・中学校・放課後児童クラブなどからの要請に応じて、自然観察会やネイチャーゲーム、森林・林業体験などの指導を行っています。

身近にある樹木や季節の草花、昆虫、木の実などから自然の不思議を学ぶほか、森の手入れや竹笛作り、葉っぱ遊びなどの様々な体験をとおして、森林への理解を深めるとともに、こどもたちの豊かな感性が育まれています。



<自然観察会>